

新型コロナウイルスの状況下での中国個人所得税対応 ～一時帰国した駐在員のコンプライアンス管理～

デロイト中国 北京事務所
ディレクター 浦野 卓矢



デロイトの紹介

デロイト トウシュートーマツ

- 全世界で約23万人を抱える国際的なプロフェッショナルファーム
- 監査、税務・法務、リスクアドバイザー（RA）、ファイナンシャルアドバイザー（FA）、コンサルティングサービスを提供

デロイト中国

- 規模：約18,000人
- 拠点数：27拠点
- 日本人数（約50人）、バイリンガルメンバー（350人以上）は会計事務所としてNo.1の規模、日系企業のニーズに沿ったサービスを提供



浦野 卓矢 Urano Takuya

デロイト中国 北京事務所
日系企業税務サービスチーム
ディレクター

Tel: 010-8512-5524

Email: turano@deloitte.com.cn

中国に2009年より11年以上に渡って勤務、日系多国籍企業向けに税務アドバイザーサービスを手掛ける。これまで移転価格税制、企業所得税、個人所得税、恒久的施設(PE)、増値税、企業再編などのサービスを提供してきた。

中国税務に関する講演、著作など多数あり。

一橋大学経済学部卒、米国公認会計士



居住者

- 中国国内で住所を有している
- 中国国内で住所を有していないが、中国国内で満183日居住している



非居住者

- 中国国内で住所を有しておらず、また居住していない
- 中国国内で住所を有していないが、中国国内での居住が183日に満たない



❖ 中国国内で住所を有していることは戸籍、家庭、経済的利益関係により中国国内に習慣的に居住する個人を指す。

居住身分	一納税年度における 中国の累計居住期間	国内所得 (国内勤務期間)		国外所得 (国外勤務期間)	
		中国の雇用主 が支給・負担	国外の雇用主 が支給・負担	中国の雇用主 が支給・負担	国外の雇用主 が支給・負担
非居住者	90日以下	√	×	×	×
	90日超、183日未満	√	√	×	×
居住者	183日以上 (国内累計居住年度が6年未満)	√	√	√	×
	183日以上 (国内累計居住年数が満6年)	√	√	√	√

注1：上記は国内法の規定であり、具体的な所得額及び納税義務の判断においては、租税条約の影響を考慮する必要がある

注2：高級管理職の場合は、非居住者にて国外勤務期間の所得を中国雇用主が支給・負担した場合も課税が生じる

居住者

月次
源泉
予納 + 確定
申告

- 累積予納法で税額を計算
- 月次で源泉予納、年度末に確定申告を実施

税率

年間課税所得:

- 36,000元未満: 3%
- 36,000元～144,000元: 10%
- 144,000元～300,000元: 20%
- 300,000元～420,000元: 25%
- 420,000元～660,000元: 30%
- 660,000元～960,000元: 35%
- 960,000元超: 45%

非居住者

月次
源泉
徴収

- 月次源泉徴収法で税額を計算
- 月次で源泉徴収、年度末の確定申告は不要

税率

課税所得:

- 3,000元未満: 3%
- 3,000元～12,000元: 10%
- 12,000元～25,000元: 20%
- 25,000元～35,000元: 25%
- 35,000元～55,000元: 30%
- 55,000元～80,000元: 35%
- 80,000元超: 45%

中国に9月に戻った場合（2020年の中国居住が90日以上183日未満）

- ❑ Aさんは2019年度から北京現地法人で勤務する日本人駐在員である。2020年2月1日に帰国し、新型コロナウイルス感染拡大に伴い日本にて[北京現地法人のための業務を行う](#)
- ❑ その後、2020年9月1日に北京に戻った
- ❑ 給与は日本本社及び中国現地法人より半額ずつ負担される

1 所得源泉を判断

- 中国法人より支給する給与は「国内源泉の所得」かつ「国内雇用者が支払・負担」に該当
- 日本本社より支給する給与は「国内源泉の所得」かつ「国外雇用者が支払・負担」に該当

2 中国滞在日数を計算

- 2020年度において中国での滞在期間が90日以上183日未満

3 納税者身分を判定

- 2020年度にて非居住者となり、中国の累計居住期間が90日以上183日未満

4 納税義務を判定

- 本社及び現地法人の双方より支給される給与につき中国個人所得税を納付する必要あり

5 税務手続

- 居住者条件を満たさない日から年度終了後の15日以内に税務局に報告／調整申告

中国に12月に戻った場合（2020年の中国居住が90日未満）

- B氏は2019年度から北京現地法人で勤務する日本人駐在員である。2020年2月1日に帰国し、新型コロナウイルス感染拡大に伴い日本にて北京現地法人のための業務を行う。
- 2020年12月1日に北京に戻った。
- 給与は日本本社及び中国現地法人より半額ずつ負担される。

1 所得源泉を判断

- 中国法人より支給する給与は「国内源泉の所得」かつ「国内雇用者が支払・負担」に該当
- 日本本社より支給する給与は「国内源泉の所得」かつ「国外雇用者が支払・負担」に該当

2 中国滞在日数を計算

- 2020年度において中国での滞在期間が90日未満

3 納税者身分を判定

- 2020年度にて非居住者となり、中国の累計居住期間が90日未満

4 納税義務を判定

- 中国現地法人より支給する給与のみ中国個人所得税を納付する必要あり(日本の居住者であることが前提)

5 税務手続

- 居住者条件を満たさない日から年度終了後の15日以内に税務局に報告／調整申告

赴任予定者が日本にて中国法人のサポートを行った場合

- ❑ C氏は2020年4月1日から北京に赴任する予定の日本人である。新型コロナウイルス感染拡大に伴って赴任が遅延になった。
- ❑ 円滑な業務遂行のため日本本社に在籍のまま、日本からリモートで中国法人のサポートを開始した。
- ❑ 給与は日本本社より負担される。**正式赴任せず、現地法人との労働契約もないため中国負担分の給与はない。**

1 所得源泉を判断

- **本社より支給する給与は「国外源泉の所得」かつ「国外雇用者が支払・負担」に該当**

2 中国滞在日数を計算

- 中国入国していないため、中国に滞在日数はない

3 納税者身分を判定

- 2020年度にて非居住者となり、中国の累計居住期間は90日未満

4 納税義務を判定

- 日本本社より支給する給与は中国個人所得税を納付する必要なし

5 税務手続き

- 中国における納税義務はないので手続は不要

一時帰国の駐在員の日本における個人所得税の扱い

居住者と非居住者の判定	日本での課税の取り扱い	給与以外の影響
1年以上日本を離れて海外赴任する場合、日本税法上「非居住者」に該当	帰国して日本で勤務する場合、日本払給与のうち日本勤務相当分は日本の「国内源泉所得」として課税の対象となりえる	給与のみならず、日本に滞在している子女への学費や、賞与についても日本での課税対象となりえる

注：詳細について日本の専門家に確認されたい

❖ 同じ所得に対して中国及び日本の両国で課税される「二重課税」が発生することも考えられます

一時帰国した駐在員の個人所得税管理



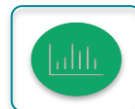
会社の源泉徴収義務を正確に履行するため、一時帰国した駐在員の居住者身分を判定する



所得の源泉地判定を正確に理解し、駐在員の国内外収入を的確に分類する



居住者から非居住者に年度途中で変更になった場合、税額変更の影響額を試算する



日本側の課税関係にも十分に配慮する



非居住者に変更になった場合、年度終了後の15日までに税務機関に報告して調整申告を行う



駐在員の勤務状況に応じた対応を迅速に行えるように、社内でのコンプライアンス管理を制度化する



About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 245,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2020. For information, contact Deloitte China.